**JR草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金　Q＆A**

（利用団体向け）

|  |  |
| --- | --- |
| Q | 申請書類はどこに提出すればよいですか。 |
| A | 申請者が所在する市町の担当課へ提出してください。市町担当課は、草津市＝企画調整課、栗東市＝土木交通課、湖南市＝都市政策課、甲賀市＝公共交通推進課、日野町＝交通環境政策課、伊賀市＝交通戦略課です。 |
| Q | 申請様式の電子データはどこで入手できますか。 |
| A | 滋賀県HP内の「草津線利用促進プロジェクト」ポータルサイトに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。（http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/koutsu/336650.html） |
| Q | 申請書類は、紙での提出が必要ですか。 |
| A | 受付市町が認めた場合は、電子データ（PDFやワード、スキャンデータ）やFAXでの提出も可とします。 |
| Q | 申請書類には、押印が必要ですか。 |
| A | 原則として押印は不要とします。ただし、交付申請書（様式第2号）については、補助金の振込先口座が申請団体名義でない場合には押印が必要です。 |
| Q | 鉄道運賃は、JR草津線以外も補助対象経費となりますか。 |
| A | JR草津線を利用することが条件となりますが、一部区間でもJR草津線を利用していれば、ＪＲ草津線以外の区間・路線（ＪＲ琵琶湖線、近江鉄道、信楽高原鐵道、京都市営地下鉄など）を含む鉄道運賃はすべて補助対象となります。例えば、草津線の手原駅で乗車し、京都駅で市営地下鉄に乗り換えて四条駅で下車する場合、手原～京都～四条間の鉄道運賃が補助対象となります。なお、バス運賃は対象外です。 |
| Ｑ | 県内の自治体・協議会等が提供する他の運賃補助制度（琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業費補助金等）との併用はできますか。 |
| Ａ | 同一区間を重複して申請することはできません。往路で琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業費補助金を活用し、復路でJR草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金を活用する場合等、いったん改札を出ており、経路を完全に区別することができる場合は併用することも可能です。 |
| Ｑ | 引率者が補助対象となるのはどういった場合ですか。 |
| Ａ | 学校や保育所等から旅費が支給される教員等の引率者の鉄道運賃は、補助対象外となります。教育実習生やボランティア、保護者等が引率者として帯同し、旅費が支給されない場合には補助対象となります。ただし、引率者については、児童１０人までのときは１人、１１人以上のときは１０人までごとに１人を加えた人数が補助対象となります。（例：児童１～10人の場合は引率者1人、児童11人～20人の場合は引率者2人） |
| Ｑ | 補助対象となる団体はどの範囲ですか。 |
| Ａ | 草津市、栗東市、湖南市、甲賀市、日野町、伊賀市）に所在する団体等で次に該当するものが補助対象団体となります。（R6年度から補助対象の範囲を拡大しました。）１　保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校の小学部および外国人学校等の教育施設２　放課後児童健全育成事業を営む団体３　町内会、自治会、子供会その他これらに類する団体４　特定非営利活動法人判断に迷われる場合は、申請者が所在する市町（草津市、栗東市、湖南市、甲賀市、日野町、伊賀市）の担当課へご相談ください。 |
| Ｑ | 参加費を徴収する場合でも補助対象となりますか。 |
| Ａ | 営利を目的とする事業は補助対象外となります。参加費を徴収する場合でも、必要経費に概ね相当する額であるなど、営利性がない場合には補助対象となります。 |
| Q | 補助予約申込書に記載する鉄道運賃はどのように調べればよいですか。 |
| A | 駅の運賃表や乗換案内サイトなどで確認することはできますが、複数区間の乗車や団体割引等がある場合は、運賃計算が複雑な場合もありますので、駅で確認してください。 |
| Ｑ | 団体割引や身体障害者割引などの割引制度を利用した場合、補助金額はどのようになりますか。 |
| Ａ | 割引後の金額の１／２が補助金額になります。例えば、割引後の運賃が、380円／人の場合、190円／人が補助金額になります。ただし、運賃の合計が1,000円／人を超えている場合は、補助金額は500円／人が上限となります。 |
| Ｑ | 団体割引を利用せず、児童が一人ずつ券売機で購入する場合、補助金額はどのようになりますか。 |
| Ａ | 券売機で一人ずつ購入する場合は、団体割引が適用できませんので、普通料金（割引なしの運賃）の１／２が補助金額になります。ただし、運賃の合計が1,000円／人を超えている場合は、500円／人が補助金額となります。 |
| Ｑ | 当日欠席があった場合、補助金額や申請後の手続きはどのようになりますか。 |
| Ａ | 欠席者があった場合は、体験学習実施後に提出していただく実績報告書に、当日の参加人数をご記入ください。実際に参加した人数にかかる金額が補助対象となります。 |
| Ｑ | 事前に参加予定の人数分切符を購入し、当日キャンセル料が発生した場合、キャンセル料は、補助対象になりますか。 |
| Ａ | 当日参加した人数分の鉄道運賃が補助対象となり、キャンセル料については、補助対象となりません。 |
| Ｑ | 補助の予約後、事業の中止または変更が生じた場合、どうしたらいいですか。 |
| Ａ | やむを得ず補助予約内容の変更もしくは中止をしようとするときは、すみやかに補助予約変更・中止届出書を提出してください。ただし、以下に該当する軽微な変更であれば、事前の手続きは必要ありません。事業を実施した後の実績報告の際に、変更後の内容をご報告していただければ結構です。軽微な変更にあたるかどうか判断に迷う場合は、お問い合わせください。　　【補助予約後の軽微な変更】　　　①　同一年度内における実施日の変更　　　②　参加児童数および引率者数の変更　　　③　団体割引の適用の有無の変更　　　④　②③の変更に伴う収支の変更 |